

第4章 基本目標と施策の推進

基本方針Ⅰ 性別を超えて、お互いを尊重し合えるまちづくり

1 男女共同参画への関心と理解を広げるための取組を推進します

【◆：京丹後市女性活躍推進計画としても位置づけます。】

	基本施策	取組内容	担当課
1	市民への意識啓発と情報提供及び相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定的な性別役割分担の意識を見直すため、広報・啓発を通じて男女共同参画に対する理解の促進に努めます。 ・ 男女共同参画週間等において、男女共同参画社会の形成の促進を図る学習活動や啓発を進めます。 ・ 男女共同参画の必要性や男女平等の理念に対する理解を深めるため、市民が学び合い、情報交換できるような場づくりや講座等の学習内容の充実に努めます。 ・ 男女共同参画についての悩みや問題を抱える市民が気軽に相談できるよう、相談窓口の充実を図るとともに広報に努めます。また、個人情報保護法その他関連する法令等を遵守し、相談者のプライバシーや個人情報を厳重に保護するなど、適切な対応に努めます。 	市民課
2	意識調査やデータ分析を通じた実態の把握強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆男女共同参画の取組や働く女性の実態等に関して、意識調査等を実施するとともに、国等が実施する関連調査結果も活用しながらデータ分析を行うことで実態把握の強化に努め、今後の諸施策への反映を進めます。 	市民課
3	メディアリテラシー、情報リテラシー教育の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性を蔑視したり、固定的な考えに基づいて男女を表現する言葉やイラスト、映像等が改められ、適切な表現が普及するよう、マニュアル等の活用や啓発を通じて市民や各種団体、事業所等に呼びかけます。 ・ 市民がメディアを含む多様な情報について、真偽や信頼性を主体的に判断し、選択・活用する能力を高めるための啓発、学習機会の提供に努めます。 	市民課

2 教育を通じて男女共同参画の大切さと自他を尊重する対等な関係づくりを促進します

	基本施策	取組内容	担当課
4	学校等における男女共同参画教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育における男女共同参画に関する教育と生活指導の必要性について、また、男女共同参画社会を実現するための研修機会の充実等、教職員への啓発に努めます。 ・幼少期からの男女共同参画学習機会の提供に努めます。 	市民課 学校教育課
		<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育の役割も重要であることから、学校・こども園・保育所を通じて、また社会教育等により、保護者への啓発に努めます。 	こども未来課 生涯学習課
5	自他を尊重する対等な関係づくりに向けた性と健康に関する正しい知識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な性のあり方や性的マイノリティへの理解を広げるための啓発活動や教育を推進します。 	市民課 生涯学習課 学校教育課
		<ul style="list-style-type: none"> ・性の不安や悩みに対する相談に応じ、子ども達の性への健全な感覚を培うよう努めます。 	学校教育課
		<ul style="list-style-type: none"> ・学校と連携し、発達段階に応じた適切な性に関する教育・学習の充実、薬物の使用や喫煙・飲酒など健康に関する教育・指導の充実に努めます。 	学校教育課 健康推進課

基本方針Ⅱ 女性の活躍で切り開く、にぎわいと活気のあるまちづくり

1 まちづくりにおける意思決定の場への女性参画を推進します

【◆：京丹後市女性活躍推進計画としても位置づけます。】

	基本施策	取組内容	担当課
6	男女双方の視点が活かせる組織運営の推進を通じた女性登用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆性別にかかわらず適性や能力に応じて力を発揮できるよう、庁内各分野における職員配置を見直し、男女がともに参画する行政運営に努めます。 ◆人事評価制度を効果的に活用した人材育成と能力開発やキャリア形成の仕組みを確立し、管理職への女性登用を積極的に進めます。 ◆男女を通じた長時間労働の是正や休暇取得の取組を進め、仕事と家庭を両立しやすい職場づくりを進めます。 ◆女性が、希望に応じて多様でかつ柔軟な働き方を選択でき、それぞれの働きや能力に応じた処遇・労働条件を確保できるよう、多様な任用形態や社会人採用等を積極的に取り入れ、女性の採用拡大をめざします。 ◆全ての職員がその個性と能力を発揮できるよう、各種ハラスメント防止に向けた意識啓発等を通じて、安心して働ける職場環境づくりを推進します。 	人事課
		<ul style="list-style-type: none"> ◆主要事業の推進において、男女双方の視点が活かせる組織体制を整えます。 	政策企画課
7	市審議会等委員のバランスの取れた男女比率の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等において委員の性別が偏らないよう、一定のバランスのとれた委員委嘱を図るとともに、審議会等の開催日時や方法等を参加しやすいよう工夫し、多様な立場の人の参画を促進します。 	全課
8	女性が参画しやすい地域活動の環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・男女双方の視点を取り入れることで、地域活動がより活発なものになるよう、自治会等の意思決定組織へ女性が参画しやすい環境づくりを地域へ働きかけます。 ・子育て期間中の男性が子育てに関わることを促すとともに、女性が地域に参画しやすい環境の整備や取組を実施するよう啓発に努めます。 	地域コミュニティ推進課

2 女性が自分らしく輝ける環境づくりを促進します

【◆：京丹後市女性活躍推進計画としても位置づけます。】

	基本施策	取組内容	担当課
9	女性のネットワーク形成	・家庭との両立や再就職等について、業種や年代を超えて女性同士が情報交換や相談できる場づくりと周知に努めます。	商工振興課 市民課
		・「京丹後市女性連絡協議会」における女性関連イベントの開催や団体間の情報交換等を通じて、団体の自立や自発的な活動を支援します。	市民課
10	女性の能力開発とリーダー育成	◆公益財団法人京都産業 21 北部支援センター、職業訓練法人丹後地域職業訓練協会等と連携し、女性の就業、再就職を支援するため、技術や能力向上が図れる学習・研修機会の充実に努めます。	商工振興課
		◆女性リーダー育成セミナー等への参加を促進するため、関係団体等と連携して積極的な広報に努めます。	市民課
		◆府や近隣市町、関係各課と連携して、学校教育の場を通じた効果的なキャリア教育の実施方法について検討を進めます。	市民課 学校教育課
11	雇用の場における男女の機会均等の推進および女性登用等の拡大	・女性が出産・育児後等に職場復帰しやすい環境づくりを進めるため、積極的な働きかけができるよう、啓発に努めます。 ・企業への男女雇用機会均等法や労働基準法等の周知、育児・介護休業法の普及啓発等を進め、労働環境の改善を促進します。 ・市内の事業所等に対し、「女性活躍推進法」に定められた「一般事業主行動計画」の策定または事業規模に応じた女性活躍を推進するよう啓発に努めます。	市民課 商工振興課
		・企業における男女間の賃金格差の是正等をはじめ、登用機会・待遇の均等に向けた啓発を進めるとともに、男女共同参画の取組を支援するよう情報提供に努めます。	商工振興課
12	多様な働き方の推進	◆フレックスタイム制度や在宅勤務等を促進し、多様な働き方の増加に対応するための、情報提供や相談等、企業等への支援体制の充実に努めます。 ◆パートタイムや派遣労働者等の就労条件の向上に向けた企業への啓発を進めます。	商工振興課

13	「女性に選ばれた企業」づくりの推進	◆女性活躍促進のため、女性が活躍する職場として優れた取組を行う企業等を表彰するとともに、働きやすい職場づくりに積極的な企業や女性参画による企業成長などの好事例の発信に努めます。	市民課
14	職場におけるハラスメントの根絶	◆安心して働くことのできる職場づくりに向けた取組を進めるため、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、パワーハラスメント等の根絶に向け、広報等を通じ啓発に努めます。	市民課

3 ウェルビーイングの向上に向けた働き方と暮らしの両立を進めます

【◆：京丹後市女性活躍推進計画としても位置づけます。】

	基本施策	取組内容	担当課
15	家庭における男女の家事、育児、介護の分担	<ul style="list-style-type: none"> ・男女の役割を固定的に捉えることなく、子育てや家事、介護について、「お互いに担う、支え合う」という意識の醸成を図ります。 ・男性が育児休暇取得後に職場復帰しやすく、復帰後の仕事と育児の両立を図れるような環境づくりを進めるための啓発に努めます。 	市民課
16	ワーク・ライフ・バランス確保のための長時間労働の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ◆長時間労働を抑制し、企業の生産性と就業者の多様なライフスタイルを両立するため、企業等に対し、フレックスタイム制度、時差勤務などの柔軟な働き方の制度の周知啓発に努めます。 ◆女性活躍をさらに進めるため、企業に対して各種休暇制度の取得促進及び休暇を取得しやすい職場環境づくりに向けた啓発に努めます。 	商工振興課 市民課

4 移住・定住につながる仕事と子育ての両立を進めます

【◆：京丹後市女性活躍推進計画としても位置づけます。】

	基本施策	取組内容	担当課
17	起業支援・就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆関係機関と連携し、起業をめざす女性や、すでに経営者である女性、自営業を営む女性に対する、経営や技術に関する研修機会の充実、支援に努めます。 ◆国や京都府の女性起業家育成支援事業についての情報提供と活用促進に努めます。 ◆女性が個性と能力を最大限に発揮し、希望する形で活躍できるよう、就業に向けたスキルアップ機 	商工振興課

		会や再就職に向けた支援に関する情報を広報・周知を図っていきます。	
18	多様な主体と協働した地域の魅力発信による移住定住促進と婚活支援の多様な展開	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層の移住・定住促進に向けて、あらゆる立場の人や団体、企業とともに地域の仕事・暮らしの魅力伝える教育や情報発信に努めます。 ・交流人口の増加と定着を目指し、地域の魅力や暮らしのイメージが伝わる情報発信を強化するとともに、人と人との交流や新たなつながりが生まれる機会を増やします。 	<p>政策企画課 市民課 観光振興課 地域コミュニティ推進課</p>
19	暮らしやすいまちづくりに向けた家事育児参画の意識啓発	<p>◆性別に関係なく互いに協力して子育てにかかわることについて、実践的な学習機会の創出や情報提供の充実に努めます。あわせて、子育て中の人に限らず、周囲の理解を促進し、父親が家事育児に参画することの重要性を啓発します。</p>	<p>こども未来課 市民課</p>
		<p>◆女性が自身の力を十分に発揮し、仕事や地域で活躍できるよう、女性活躍推進法の趣旨や理念について啓発します。</p>	<p>市民課</p>
20	地域で子育てを支える環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の保護者等を対象とした家庭子ども相談室等、相談窓口の連携強化を進めるとともに、子育て支援センター等に専門的な相談員を配置するなど、相談体制や指導の充実に努めます。 ・市民相互で子育てを支援するファミリーサポートセンターの仕組みを活かして、介護や育児の経験者等の参画を促進するとともに、経験や知見を活かした子育て支援の充実に努めます。 ・地域住民からの情報提供等、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や複雑多様化する相談に対して適切な対応に努めます。 	<p>子育て支援課</p>

5 災害等非常時における安全・安心の確保に向けた男女共同参画の視点を強化します

	基本施策	取組内容	担当課
21	男女共同参画の視点到立った防災活動・避難所運営等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策として、避難所の運営における男女のニーズの違い等、男女双方の視点到十分配慮するよう努めます。 ・地域の自主防災組織において男女双方の視点到基づいた活動が行えるよう女性の参画を促進します。 	総務防災課 地域コミュニティ推進課
		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点到立った災害や防災に関する備えや知識の普及、情報提供に努め、市民一人ひとりの自助力を高めて防災行動につなげます。 	総務防災課 市民課

基本方針Ⅲ 健康と安心をわかちあう誰一人置き去りにしない共生のまちづくり

1 健康の維持と安心して子育てができる社会の構築を進めます

	基本施策	取組内容	担当課
22	生涯を通じた健康支援の推進	・総合検診については、若い世代や子育て世代を中心に柔軟な対応を行い、受診しやすい環境の維持及び啓発を図るとともに、様々な年代や性別に応じた健康教室・健康相談などを継続します。	健康推進課
23	生きがいとコミュニケーションからつなげる健康づくりの促進	・コミュニケーションの場を通じて、市民が生きがいを感じられる機会を創出します。	生涯学習課 長寿福祉課
24	妊娠から子育てに至る安心して産み育てられる環境の推進	・妊娠、出産、子育てが安心して行えるよう、各種の検査・検診（または健診）や治療等に係る費用負担軽減に関する助成制度の効果的な情報発信を行うとともに、安心して子育てできる環境づくりを推進します。	子育て支援課
25	各種保育サービスの継続的な実施及び高齢介護支援体制の充実	・病後児保育、一時預かり、子育て短期支援（ショートステイ）等の多様な保育サービスについて、地域や関係団体等との連携を図り、持続可能な提供体制を検討します。	子育て支援課 こども未来課
		◆介護ニーズに応じた各種サービスの充実や質の向上に取り組むことにより、本人及び家族の負担軽減を図ります。	長寿福祉課
		◆介護に関わる人を支援するための学習機会や情報交換の場の提供に努めます。	
		◆ダブルケアの問題等、子育てと介護、両方の負担に悩む家庭を支援するため、細やかなサービスの充実に努めます。	子育て支援課 こども未来課 長寿福祉課

2 高齢者・障害者・外国人の社会参画と理解を促進します

	基本施策	取組内容	担当課
26	高齢者の生きがい活動・社会活動の推進	・シルバー人材センター、老人クラブ等との連携を図り、様々な学習や交流の機会を提供します。 ・高齢者一人ひとりが特技や能力を発揮できるよう、多様な就労の機会づくりに向けた取組を推進します。	長寿福祉課

27	障害者の雇用・社会参加の促進	・公民問わず、障害者の特性に応じた理解を一層深め、ハローワークや障害者就労支援センター等と連携し、様々な職場における業務の見直し・掘り起こしを行うことにより、職場実習や就労の機会を広げ、障害者雇用を推進します。	障害者福祉課 人事課
28	外国人が暮らしやすい環境づくりの推進	・年代を問わず、日本人市民と外国人市民の交流や学習機会を通じて、相互の文化や人権を尊重し、安心して暮らすことができるよう、効果的な情報提供・情報発信に努めるとともに、多言語に対応した相談体制の充実を図ります。	政策企画課 市民課

3 ひとり親家庭等の自立支援と支援ネットワークを充実します

	基本施策	取組内容	担当課
29	ひとり親家庭等の自立支援に向けた相談体制等の充実	・ひとり親家庭等の市民が抱える複雑化・複合化する様々な課題に対し、分野横断的、制度の狭間に陥らない体制（重層的支援体制）を構築し、よりきめ細やかな対応を行うことで、自立に向けた伴走型支援を行います。	こども未来課 生活福祉課
30	誰一人置き去りにしない支援ネットワークの充実	・社会的に孤立することなく地域で安心して暮らせるよう、地域住民同士の交流を促進します。 ・困りごとが複雑化・複合化しても切れ目なく支援につながるよう、重層的支援体制整備事業等による包括的な相談支援体制の充実を図ります。	生活福祉課

基本方針Ⅳ 思いやりで築く安心安全なまちづくり

【京丹後市DV防止基本計画】

1 あらゆる暴力・ハラスメントの発生防止と相談しやすい環境づくりを進めます

	基本施策	取組内容	担当課
31	性犯罪等の防止のための理解の促進	・性犯罪等の防止に向けた意識啓発を進めるとともに、多様な情報媒体の活用により、性犯罪等の防止に関する情報提供を行います。	市民課
32	DV防止のための理解の促進	・配偶者等からの暴力をなくす啓発期間において、DV防止法の周知や暴力の発生防止についての学習・啓発活動を実施します。	市民課
33	相談しやすい環境づくりと迅速な被害者支援に向けた連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・広報により、国や府、警察や市、犯罪被害者支援センター等が行っている被害者支援や相談窓口の周知を図ります。 ・女性相談や女性電話相談等を通して、DV、性暴力、性犯罪、ストーカー被害の悩みを持つ市民の心のケアに努めます。 ・安心して相談窓口を利用していただけよう、研修等の受講により、相談技術の向上に努めます。 ・府、警察等関係機関との連携を強化し、潜在的ケースも含めた問題の早期発見や、被害者へのケースに応じた迅速な対応に努めます。 ・被害者の自立支援に向け、関係機関と連携し、犯罪被害者等支援に努めます。 ・関係機関と連携し、男性でも相談しやすい環境の整備・啓発に努めます。 ・国や京都府と連携し、加害者更生支援について啓発に努めます。 	市民課
		<ul style="list-style-type: none"> ・DVがある家庭の子どもの状況把握や、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見に努め、必要に応じて関係機関への情報提供を行い支援につなげます。 	市民課 子育て支援課
34	インターネット上の暴力・ハラスメントの防止に対する広報・啓発	・デジタル空間における性差別的言動、誹謗中傷、性的画像の拡散等の暴力やハラスメントの防止に向け、特に若年層を中心とした啓発・教育を推進するとともに、被害に遭った際の相談窓口の周知を図ります。	市民課